

教第29号議案

平成28年度神戸市一般会計補正予算（教育委員会所管分）に関する意見  
決定の件

平成28年度神戸市一般会計補正予算（教育委員会所管分）が上程されるに  
当たり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）  
第29条の規定に基づき提示すべき意見を別紙のとおり決定する。

平成28年9月6日提出

神戸市教育委員会

教育長 雪村新之助

平成28年度神戸市一般会計補正予算（教育委員会所管分）の上程に関する意見

平成28年度神戸市一般会計補正予算（教育委員会所管分）の上程については異議ありません。

平成28年9月6日

神戸市教育委員会

教育長 雪村新之助

教委総第 1099 号

平成 28 年 9 月 6 日

神戸市教育委員会

教育長 雪村 新之助 様

神戸市長 久元 喜造

平成 28 年度神戸市一般会計補正予算（教育委員会所管分）

に関する意見聴取の件

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 29 条の規定に基づき、平成 28 年度神戸市一般会計補正予算（教育委員会所管分）を上程するに当たり、神戸市教育委員会の意見を聴取します。

（担当：教育委員会事務局総務部総務課）

[教第29号議案] 平成28年度神戸市一般会計補正予算(教育委員会所管分)

1 債務負担行為

(単位:千円)

| 事 項       | 期 間      | 限度額     | 左 の 財 源 内 訳 |     |             |         |
|-----------|----------|---------|-------------|-----|-------------|---------|
|           |          |         | 国県支出金       | 市 債 | その他<br>特定財源 | 一般財源    |
| 御影北小学校増改築 | 平成31年度まで | 208,000 | -           | -   | -           | 208,000 |

今回補正するのは、御影北小学校の増改築に伴う仮設校舎の建設において、その工法の変更による工事費の増加により、仮設校舎のリース料の総額が当初の見込みを上回るため、債務負担行為限度額の増額を行うものである。

債務負担行為限度額: (当初)353百万円 (補正後)561百万円